

# 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ライフ・ステージ 舞夢 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
舞鶴市 指定 第2692700053号

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、舞鶴市の介護保険証をお持ちの方で、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 運営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 施設の概要	1
4. 居室の概要	2
5. 職員の配置状況	2
6. 施設が提供するサービスと利用料金	3
7. 入所中の医療の提供について	5
8. サービス提供におけるサービス提供者の義務	5
9. 施設利用の留意事項	6
10. 緊急時等の対応について	7
11. 損害賠償について	7
12. 施設を退居していただく場合	7
13. 苦情の受付について	9
14. 外部の評価について	9
15. 防犯対策について	9

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 成光苑  
(2) 法人所在地 大阪府摂津市千里丘3丁目16-7  
(3) 代表者氏名 理事長 高岡 國士

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）  
(2) 施設の目的 施設は、ご契約者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、居宅に近い居住環境及び居宅における生活に近い日常生活の下、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援する。  
(3) 施設の名称 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ライフ・ステージ 舞夢  
(4) 施設の所在地 京都府舞鶴市字桑飼上字小字深田1088番地1  
(5) 電話番号 0773-83-0221  
(6) 管理者氏名 上野 由香子  
(7) 運営方針 老人福祉法の基本理念に基づき、高齢者の生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障するとともに、介護保険法に定めるところの事業所としてご利用される皆様へ心のこもったサービスと専門的なサービスを適切かつ計画的に提供し、ご満足頂けるご利用に結びつけることを最も大切な使命とします。  
(8) 開設年月 平成20年11月1日  
(9) 入所定員 29名

## 3. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造3階建て  
(2) 建物の延べ床面積 2966.42 m<sup>2</sup>  
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

介護保険指定事業所 平成20年11月1日指定	短期入所生活介護	平成20年11月1日開設 定員11名
	介護予防短期入所生活介護	
	居宅介護支援事業 ※予防居宅介護支援事業	平成17年10月13日開設 平成20年11月1日移転 ※令和6年4月1日開設
	訪問介護	平成17年10月13日開設 平成20年11月1日移転
	介護予防訪問介護	
	認知症対応型共同生活介護	平成20年11月1日開設 定員18名
	介護予防 認知症対応型共同生活介護	

#### 4. 居室の概要

##### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。(短期入所生活介護を含む)

居室・設備の種類	室数	備考
居室	40室(全室個室)	ユニット型個室 1ユニット10室×2ユニット 1ユニット9室×1ユニット 1ユニット11室×1ユニット 合計40室
共同生活室	4室	各ユニットに1ヶ所
浴室	4室	一般浴槽・座位浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

#### 5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(短期入所生活介護を含む)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職員	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	24.6名	14名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	1.8名	1名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算は、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<職務内容>

職員	職務内容
1. 施設長(管理者)	施設の業務を統括する。施設長に事故のあるときは、部長を職務の代行者とする。
2. 介護職員	ご契約者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する者。
3. 生活相談員	ご契約者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
4. 看護職員	ご契約者の看護・保健衛生の業務に従事する。
5. 機能訓練指導員	ご契約者の機能回復・機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
6. 介護支援専門員	ご契約者の介護支援に関する業務に従事する。
7. 医師	ご契約者の診察及び、保健衛生の管理指導の業務に従事する。
8. 管理栄養士	給食管理、ご契約者の栄養管理に従事する。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	週1回 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6:30～15:30 4名</li> <li>・ 9:00～18:00 2名</li> <li>・ 13:00～22:00 4名</li> <li>・ 22:00～翌7:00 2名</li> </ul>
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9:00～18:00 1名</li> </ul>
4. 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9:00～18:00 1名</li> </ul>

6. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入所後、作成する「地域密着型施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条 参照）

以下のサービスについては、介護老人福祉施設における基本的なサービスとして、ご契約者個々の状態に合わせ、当事業所が皆様にご提供するサービスの内容です。介護保険から給付されるサービスと、利用料金の全額をご契約者に負担頂くものがあります。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の生活習慣に合わせた食事提供を可能とする為、下記の時間帯を食事提供可能な時間帯として設定しています。

(食事提供可能時間)

朝食 7:45～ 9:15

昼食 11:30～13:30

夕食 18:00～20:00

- ・ご契約者の意思を尊重し、身体状況に配慮した上で、できるだけ離床していただき、共同生活室にて食事をとっていただくよう支援します。

② 入浴

- ・できるかぎり入居者の意向に応じた入浴を支援すると共に、原則として週2回の入浴又は清拭を行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活の様々な場面における残存機能の活用を図ると共に、併せてリハビリ専門職等により展開される訓練器具を用いたリハビリを実施し、それらが相互に効果的に作用し、残存機能の維持・活用、寝たきり状態の防止へと繋がるよう援助します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。夜間は看護師との連絡体制を整えています。また、看取りに関する指針を策定し、入所の際にご説明を行います。
- ・口腔衛生の適切な管理を行えるよう、歯科衛生士による技術的助言や指導のもと口腔ケアを行える体制を整えています。

⑥ その他自立への支援

- ・より家庭に近い環境の下、できるかぎり、これまでの生活習慣を尊重した介護を提供します。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 当施設が提供する基準外介護サービス（契約書第5条 参照）

以下のサービスは、ご契約者がより快適に暮らしていただけるよう、双方の合意に基づき、個別に提供するサービスです。利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要>

① 食材料費及び調理に係る費用

② 居住費

③ レクリエーション・教養娯楽・交流活動 等

ご契約者の希望に応じ、レクリエーション・教養娯楽・交流活動 等に参加していただくことができます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、個人情報保護法を遵守する範囲内に於いて、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。(月～金曜日、土、日、祝日を除く 9:00～18:00)

⑤ 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金・ご契約者が持ち込まれる家電に関わる電気代等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるもの(個人の嗜好に基づくもの)にかかる費用をご負担いただきます。

⑦ 契約書第22条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

- \* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) サービス利用料金

サービス利用料金については別紙参照。

(4) 利用料金のお支払方法（契約書第7条 参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月25日までにお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)引落等の手数料はご契約者負担となりますのでご了承ください。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア、窓口での現金払い                          |
| イ、当施設指定窓口への振り込み                     |
| ウ、金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できない銀行があります。） |

7. 入所中の医療の提供について

管理医師等が受診の必要があると判断した場合、サービス提供者はそれに従い必要な措置を講じるものとします。

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望をその都度確認いたします。下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	舞鶴赤十字病院
診療科	内科・神経内科・消化器内科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科
所在地	京都府舞鶴市倉谷 427
電話番号	(0773) 75-4175(代表)

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	竹屋町森歯科クリニック
所在地	〒624-0928 京都府舞鶴市竹屋 20 (0773) 76-9186

8. サービス提供におけるサービス提供者の義務（契約書第3章 参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります

- |                                           |
|-------------------------------------------|
| ①ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。            |
| ②ご契約者の体調、健康状態等の必要な事項について、医師、看護職員と連携のうえ、ご契 |

約者から聴取、確認します。

- ③ご契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。但し、記録の閲覧については、個人情報保護法を遵守する範囲内とします。
- ⑤サービス提供者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。(守秘義務)なお、個人情報の取り扱いの詳細については、個人情報保護法の下、事業者により作成している、個人情報保護規定に基づき、ご契約者と協議・同意の上、その取り扱いを行います。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑧施設・食器、その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとします。

## 9. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込み及びその制限

日常生活上必要とされるもののうち介護上必要なもの以外は、原則持ち込みをお願いします。ただし、日常生活上必要とされるもので、持ち込むことが妥当と考えられるもの以外の持ち込みを制限します。

詳細については、職員にお尋ねください

### (2) 面会及び宿泊

#### ① 面会時間 事前予約制 感染症予防対策を講じながらのため変動します。

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

\*なお、来訪される場合、ペット等の動物、危険物等の持ち込みはご遠慮下さい。

\*場合によっては面会をお断りすることがあります。

\*宿泊をご希望の際は、前日までにお申し出下さい。感染症対策によりお断りする場合があります。

\*宿泊の際ベッドやリネン類の使用には別途費用が発生いたします。

### (3) 外出・外泊 (契約書第25条 参照)

外出・外泊をされる場合は、前日10時までに必ずお申し出下さい。感染症対策によりお断りする場合があります。

\*外泊時の料金については別紙料金表でお確かめください。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、必ず前日10時までにお申し出下さい。前日10時までに申し出がなかった場合、食事の準備を中止することができず、当該の費用を徴収することがあります。

### (5) 喫煙

施設内での喫煙については、所定のスペースでお願い致します。

## (6) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条 参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ご契約者の心身の状態などにより、ご家族との相談の上、居室の変更をする場合があります。

## 10. 緊急時の対応等について

### (1) 緊急時の対応について（契約書第七章 参照）

当施設において、サービスの提供を行っているときにご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関、その他医療機関等への連絡を行うとともに必要な処置対応の上、ご契約者の家族へ連絡するものとします。

### (2) 事故発生時の対応について（契約書第17条 参照）

当施設において、サービスの提供によりご契約者に事故が発生した場合は速やかにご契約者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な処置・対応をさせていただきます。

## 11. 損害賠償について（契約書第五章 参照）

当施設において、サービス提供者の責任によりご契約者に生じた損害については、サービス提供者はその損害を賠償いたします。守秘義務等に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、サービス提供者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### <損害賠償がなされない場合>（契約書第14条 参照）

以下の場合には、サービス提供者の責めに帰すべき事由が認められない限り、ご契約者に生じた損害を賠償いたしません。

- ①ご契約者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず、又は虚偽に告げたことがもっばらの原因として発生した損害
- ②ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）をサービス提供者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもっばらの原因として発生した損害
- ③ご契約者の急な体調の変化等、サービス提供者の実施したサービスを原因としない事由をもっばらの原因として発生した損害
- ④ご契約者が、サービス提供者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもっばらの原因として発生した損害

## 12. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事



由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第六章 参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援、と判定された場合（但し平成 27 年 4 月以降のご契約者は特別な事由の場合を除き自立、または要支援、要介護 1、2 と判定された場合）
- ②事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥サービス提供者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、第 18 条 参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④サービス提供者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤サービス提供者もしくはサービス従事者が守秘義務等に違反した場合
- ⑥サービス提供者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、サービス提供者が適切な対応をとらない場合

(2) サービス提供者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条 参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、さらに 3 か月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失によりサービス提供者又はサービス従事者もしくは他のご契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 20 条 参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、サービス提供者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援サービス提供者の紹介

○その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

### 13. 苦情の受付について（契約書第30条 参照）

#### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

##### ○苦情受付窓口

担当者名 山添 雄司                      Tel 0773-83-0221

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～18:00

#### （2）行政機関その他苦情受付機関

舞鶴市高齢者支援課	所在地	京都府舞鶴市字北吸 1044 番地
	電話番号	0773-66-1013
国民健康保険団体連合会	所在地	京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内
	電話番号	075-354-9090
京都府社会福祉協議会	所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 番地 ハートピア京都
	電話番号	075-252-6291

### 14. 外部の評価について

当施設の実施するサービスの質を公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価していただく、第三者評価を受けその結果を公表しています。

（公表先）京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構

当法人ホームページでもご確認いただけます。

（直近の評価）2023年1月24日 一般社団法人京都府介護福祉士会

### 15. 防犯対策について

社会福祉施設の安全確保のため、敷地内駐車場、居住棟玄関、各共同生活室、エレベーター前に防犯カメラを設置しています。不審な人物の侵入防止や事故発生後の検証等に使用する安全確保の目的以外での使用は行いません。また、防犯カメラは記録を行うための物であり常時の監視を行うものではありません。

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ライフ・ステージ 舞夢

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいてサービス提供者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

契約者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

- ・ 2017年4月1日 一部改訂
- ・ 2018年4月1日 一部改訂
- ・ 2019年4月1日 一部改訂
- ・ 2019年5月1日 一部改訂
- ・ 2019年12月5日 一部改訂
- ・ 2020年5月1日 一部改訂
- ・ 2023年4月1日 一部改訂
- ・ 2024年4月1日 一部改訂